

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
堺聴覚支援学校	管内出張であるにもかかわらず、誤って管外出張としてシステム登録を行い、提出状態のままとなっているものがあった。 また、誤った状態が修正されずに放置されていたため、旅費が未払となっていた。 <table><tr><td>職員</td><td>出張先</td><td>出張日</td><td>未払旅費額</td></tr><tr><td>A</td><td>奈良県奈良市</td><td>令和 5 年10月20日</td><td>1, 620円</td></tr></table>	職員	出張先	出張日	未払旅費額	A	奈良県奈良市	令和 5 年10月20日	1, 620円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張先	出張日	未払旅費額							
A	奈良県奈良市	令和 5 年10月20日	1, 620円							
措置の内容										
申請者から出張した事実を確認した上で、管内出張旅費の支出処理を行い、支払済みである。 検出事項の原因は、申請者が奈良県奈良市へのお出張を管外出張と誤認し管外出張によるシステム登録を行っていたことと、旅費事務担当者が当該申請者へ管外出張申請入力を取り消し再度同一出張内容での管内出張でのシステム登録を指示したにもかかわらず、申請者は手続を失念し、直接監督責任者の確認不足による取消及び管内出張によるシステム登録がなされず放置されたことにある。また、旅費事務担当者による管外出張申請の定期的な確認が実施されていなかった。 再発防止に向けては、事務長から申請者に対し、本事例を踏まえて管内旅行と管外旅行の区分に関する注意喚起を行った。なお、出張登録内容の訂正の指示を出した場合は、直接監督責任者により履行の追跡確認を行い、また旅費事務担当者においてもチェックを行い、二重でのチェック体制を徹底する。										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月16日）